



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年2月20日火曜日 第485号

## ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）.....	69
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	（ " ）.....	69
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	（経営支援課）.....	70
道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....	（東予地方局管理課）.....	70
建設業者の許可の取消し.....	（中予地方局管理課）.....	70
兼用工作物の管理の方法について.....	（南予地方局管理課）.....	71

## 公 告

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務.....（高校教育課）.....71

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年2月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
たんぼば依津診療所	西予市明浜町依津3番耕地228番地	医療法人ゆうの森	松山市別府町444番1	理事長 永井 康徳	精神通院医療	令和6年 2月1日
ゆりかごファミリークリニック	新居浜市東田1丁目甲1239番地2	医療法人ゆりかごファミリークリニック	新居浜市東田1丁目甲1239番地2	理事長 大藤 佳子	精神通院医療	令和6年 1月1日
レデイ薬局六軒家店	松山市六軒家町4番23号	株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 白石 明生	精神通院医療（薬局）	令和6年 1月7日

### ○愛媛県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年2月20日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
株式会社デイサービス愛	今治市東鳥生町1丁目6番7号	代表取締役 友澤 優子	訪問看護ステーション愛	今治市東鳥生町1丁目6番7号	精神通院医療	令和6年 1月1日

### ○愛媛県告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和6年2月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
あいら薬局	あこみ薬局北方店	精神通院医療	令和6年 1月15日

## ○愛媛県告示第120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年2月20日

愛媛県知事 中村 時 広

## 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オズメッセ西敷地  
大洲市東大洲1587番地 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
愛媛たいき農業協同組合  
大洲市東大洲1582番地  
代表理事 菊地 秀明
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヘンミ  
香川県高松市丸亀町9番地1  
代表取締役 逸見 俊輔
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年9月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,615平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
64台  
イ 駐輪場の収容台数  
22台  
ウ 荷さばき施設の面積

45平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7.6立方メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

令和6年1月29日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字ヲトヂ甲496番3から 同市別子山字ヲトヂ甲497番6まで	令和6年2月20日

## ○愛媛県告示第122号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年2月20日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-1)第18367号	令和元年10月29日	エヒメ酵素(株)	太田 貴也	伊予郡松前町北川原2041	令和6年1月12日	管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止

(般-30)第17263号	平成31年 1月22日	(株)ATKdesign	近藤 岳志	松山市大橋町197-9	令和6年 1月19日	建築工事業、大工工事業 とび・土工事業 石工事業、ガラス工事業 内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般-5)第19037号	令和5年 9月20日	Sky Garden(株)	光宗 圭悟	松山市久保395-13	令和6年 1月19日	土工事業、建築工事業 大工工事業、左官工事業 とび・土工事業 石工事業、屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-31)第685号	平成31年 4月5日	共立電気(株)	楠岡 健治	松山市余戸東2-2-2	令和6年 1月26日	土工事業 とび・土工事業 石工事業、管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業、造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-1)第16641号	令和2年 2月26日	(株)maru工房	高須賀儀丈	東温市吉久195-8	令和6年 1月26日	大工工事業、屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第123号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、護岸と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年2月20日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川岩松川水系 芳原川	芳原川右岸護岸	宇和島市津島町上畑地乙43-1地先から同町上畑地第4号6番地先まで	道路管理者 宇和島市長 岡原 文彰

2 管理の内容

- 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に赤色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持または修繕
- 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

令和6年2月9日から道路の存続する日まで

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名  
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務
- 借入物品名及び数量  
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式  
ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む）並びに保守管理及び修繕を含む。  
数量は以下のとおり。  
16校341室

- 借入物品の内容等  
仕様書による。
- 借入期間  
各高等学校の空調設備は、令和7年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。  
借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から15年間（180箇月）とする。  
なお、借入期間は、15年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、延長できるものとする。
- 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- 入札方法  
ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間（180箇月）において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、各高等学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2951

- (2) 入札書の受領期限

令和6年4月3日（水）から4月5日（金）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、4月3日（水）午後5時15分までに必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

令和6年2月20日（火）から3月15日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年4月5日（金）午前10時00分

愛媛県庁第一別館10階 教育委員会会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- ア 提出期限

令和6年3月15日（金）午後5時15分まで

- イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- ウ 提出方法

持参又は郵送等

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning, 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 5 April 2024

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 3 April 2024)

- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2951